内 部 監 査 事 例 集

（ハラスメントの防止等に関する監査）



監　査　室

平成２８年１月２５日

ハラスメントの防止等に関する監査

（平成 27 年 1 月 20 日～２９日実施）

目　　次

１.ハラスメントの防止等に関する取組状況
（１）ハラスメント防止委員会等の開催実績が無く、具体的な防止等の施策も講じられていない状況であった。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）部局としてハラスメント防止対策に積極的に取り組まれていたが、ハラスメント防止委員会がその取り組みに関わっていなかった。・・・・・・・・・・・・・４

２.ハラスメントの相談体制に関する整備状況
（１）ハラスメントの部局相談窓口が部局内に周知されていなかった。・・・・・・５

３.部局における取り組み事例
（１）あらゆる相談事に対応するための体制として、セーフティネットを構築していた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（２）部局相談員の連絡先を明記した「相談用カード」を作成し、専用の「投函ボックス」を設置していた。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

【留意事項】

１．本事例集は、学内の状況を基に作成したものであることから、「取扱注意」及び「学外持出不可」とし、ＷＥＢ上では学内限定とさせていただきます。

２．問題点とその対策については、法令及び学内規程等を参考にして、監査室において判断したものです。

３．本文に記載されている学内規程等は、平成２６年度の監査当時に有効であったものを基準としております。

４．事例集の内容に関するお問い合わせは、監査室までお願いします。

１．ハラスメントの防止等に関する取組状況（１）

ハラスメント防止委員会等の開催実績が無く、具体的な防止等の施策も講じられていない状況であった。

事　例

ハラスメント防止委員会等の組織は設置されているものの、委員会等の開催実績は無く、当該部局における具体的な防止等の施策も講じられていない状況でした。

問 題 点

『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』において、「部局に、当該部局におけるハラスメントの防止等に当たる組織を置く」こと、及び、「部局長は、当該部局におけるハラスメントの防止等のために必要な施策を講じなければならない」ことが定められています。

この事例では、本来、ハラスメントの防止等に関する施策について企画・立案し、実施する立場にあるはずのハラスメント防止委員会等が、それらの取り組みを行っていないことに問題がありました。

対　策

部局の全構成員に対し、ハラスメント防止委員会等において積極的かつ継続的にハラスメント防止のための必要な施策を企画・立案し、実施する必要があります。

参考メモ：ハラスメントの防止等に関する取り組みの必要性

ハラスメントは、職場環境に極めて深刻な悪影響を及ぼすものとして近年問題視されています。本学においても、ハラスメントに該当する事案で、懲戒処分がくだされるケースが発生しました。こうしたことから、教職員の意識の更なる向上を図るためにも、ハラスメントの防止等に関する積極的な取り組みが必要です。

また、ハラスメントは重大な人権侵害であり、教育・研究の場である大学の存立を脅かしかねない行為ですので、本学で定める『国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程』や『ハラスメント問題解決のためのガイドライン』に基づき、ハラスメントの防止対策・相談・申し立て・問題解決までの手続きが適切に実施されていなければなりません。

東北大学の使命・目標の達成のためには、本学の構成員一人ひとりが教育研究業務等を支障なく展開するための、健全で快適なキャンパス環境の醸成・維持が望まれるところであります。

１．ハラスメントの防止等に関する取組状況（２）

部局としてハラスメント防止対策に積極的に取り組まれていたが、ハラスメント防止委員会がその取り組みに関わっていなかった。

事　例

学生向けの「キャンパス・ハラスメント講習会」やハラスメント防止に関する説明会を開催するなど、部局としてハラスメント防止対策に積極的に取り組んでいる状況ではありましたが、当該部局に設置されているハラスメント防止委員会は、これらの取り組みに関与しておらず、委員会の開催実績も無く、当該委員会としての具体的な防止対策が講じられていませんでした。

問 題 点

この事例では、部局としてはハラスメント防止対策に積極的に取り組まれていましたが、本来、ハラスメントの防止、排除に関する対策について、企画立案する立場であるはずのハラスメント防止委員会が、その取り組みに関わっておらず、当該委員会としての施策が行われていませんでした。

対　策

ハラスメント防止のためには、学生のみならず、部局の全構成員に対して必要な施策を実施する必要があります。そうした施策の企画立案や実施に、ハラスメント防止委員会が積極的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。

２．ハラスメントの相談体制に関する整備状況（１）

ハラスメントの部局相談窓口が部局内に周知されていなかった。

事　例

部局内の構成員に対し、ハラスメントの部局相談窓口が周知されていませんでした。

問 題 点

当該部局の内規に基づき、ハラスメントの相談窓口が設置され、複数の教職員が部局相談員としてハラスメント問題の対応に当たっていました。

しかしながら、このような体制が整備されているにも関わらず、相談窓口の存在が部局内に周知されていなければ、部局の構成員がハラスメントの被害を受けたとしても、速やかに相談を申し出ることができず、結果的に問題の深刻化を招いてしまう恐れがあります。

対　策

ハラスメント相談窓口の存在及び利用方法について、全構成員に対し広く周知を行う必要があります。

３．部局における取り組み事例（１）

あらゆる相談事に対応するための体制として、セーフティネットを構築していた。

ある部局では、学生のこと、教育のこと、研究のこと等あらゆる相談事に対応するための体制として、カウンセリングルーム、ハラスメント相談窓口、産業医等で構成されるセーフティネットを設け、それぞれの連絡先等を構成員へ周知し、構成員がいつでも気軽に相談できる環境を整備していました。

参考メモ：本学に設置されている、ハラスメント相談窓口

本学には、ハラスメントの相談に対応する窓口が３種類設置されています。

①全学相談窓口→専門相談員が応対
②部局相談窓口→部局の諸事情に通じた相談員が応対
③学外相談窓口→委託専門機関のカウンセラーが電話等で応対

相談窓口は、ハラスメントの問題を抱えた構成員が、一番はじめに接触する手続き相手です。また、ハラスメント全学防止対策委員会へ申立ての手続きを行う場合も、相談窓口を通じて行うこととなります。

構成員がハラスメントの問題をかかえたとき、相談窓口の存在を知らなかったがために、どこにも相談ができずに状況が悪化してしまった、というような事態を防ぐため、相談窓口の存在や連絡先は、広く周知されていなければなりません。

３．部局における取り組み事例（２）

部局相談員の連絡先を明記した「相談用カード」を作成し、専用の「投函ボックス」を設置していた。

ある部局では、部局相談員の連絡先を明記した「相談用カード」を作成し、部局内２か所に専用の「投函ボックス」を設置していました。

ハラスメントまたは相談事が起きた場合、相談者は相談用カードに必要事項を記入して投函し、相談員は相談者のプライバシーを守りながら速やかに対応する体制を整備していました。

参考メモ：プライバシー保護

ハラスメントに関する問題解決にあたってのプライバシー保護については、規程およびガイドラインにおいて、以下のとおり定められています。

「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」

（プライバシー等への配慮及び守秘義務）

第２１条

ハラスメントに関する問題解決に当たり、その手続きに関わる者は、問題の当事者に係るプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」

６　ハラスメント問題解決に関する留意事項

①ハラスメントの相談、申立てや問題解決の手続きに関わる者は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権に十分配慮しなければならず、厳格が守秘義務を負います。これに違反した者に対しては、厳正な措置を講じます。

ハラスメントの問題は、人と人との問題であり、非常に複雑です。相談員をはじめ、手続きに関わる者は、関係者のプライバシーに十分配慮する必要があります。

【東北大学監査室】
TEL：022-217-5680
E-mail：kansa@grp.tohoku.ac.jp